

『障害者虐待防止、障害者の擁護者に対する支援などに関する法律』

2023年8月

びわこ学園 久保多信幸

「虐待はいけない」のはわかっ
ている、、、
でもなくなならない。

「障害者のいるところには必ず権利侵害あり」
という認識を持つ。
大切なのは権利侵害の「芽」に気付くこと、
虐待につなげないこと。

そのために

- 障害者虐待防止法が成立した背景を知る。
- 身体拘束・行動制限とは何を意味するかを知る。
- 組織的な取り組みを知る。
- 障害者虐待防止のさらなる推進について理解実践する。
- 明日から自分自身がどうあるべきかを知る。

障害者虐待防止法が成立した 背景を知る

戦後の社会福祉

戦災による困窮者
戦災孤児
傷痍軍人

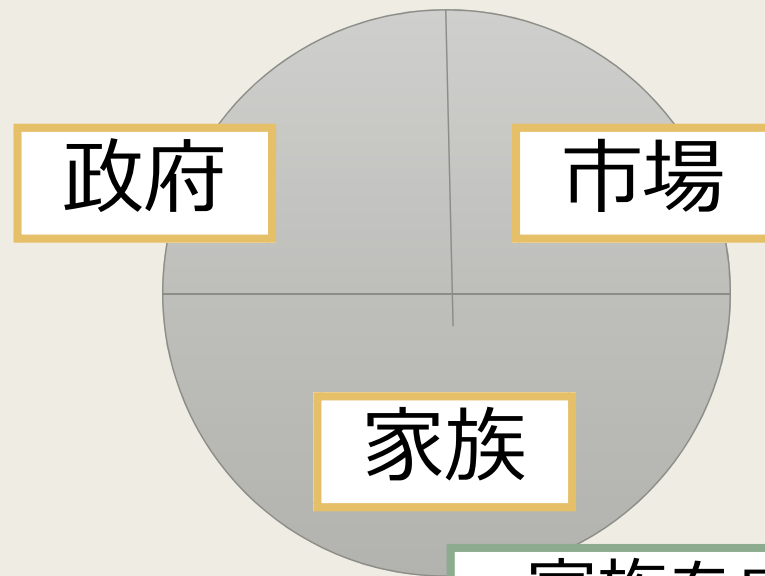
生活保護法
児童福祉法
身体障害者福祉法

国家が救済

子ども
老人
障害者

家族の責任

誰が福祉を担うのか？



社会福祉大国の北
欧は経済破たんによ
り年金改革実施！

- ・ 家族を中心とした福祉
- ・ 法は家庭に入らず

社会情勢の変化

- 少子高齢化 平均寿命↑

(2022年度 女性87.57歳 男性81.47歳)

- 家族の変容 (家族機能の喪失)

大家族 ⇒ 核家族 ⇒ 個族・孤族

1 家族の平均構成人数 2.37人

(2022年：令和4年)

現在は過疎地域（地方）が問題視されているが、今後は都市部に同様の状態が起こる！都市部のほうが個族化が進んでいる。

「虐待」の概念化の背景

- 福祉 = 家庭 . . . 衣食住 24 時間生活支援
- 養育不能 → 行政処分「措置制度」

1990年～

ゴールドプラン～社会福祉基礎構造改革

- 民間事業者～規制対象 → 振興・育成
- 公営施設の縮小・公的責任の後退
- ノーマライゼーション
- 当事者の権利～「自己決定」「自己選択」

社会福祉基礎構造改革とは？

- 本改革は、昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、**措置制度**など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため、見直しを行うものである。
- この見直しは、**介護保険制度**の円滑な施行（平成12年4月1日施行）、**成年後見制度**の導入（平成12年4月1日施行予定）、規制緩和推進計画の実施（平成11年度以降）、社会福祉法人による不祥事の防止、地方分権の推進などに資するものであり、早急に実施する必要がある。

「虐待」の概念の背景

2000年～

- 介護保険 支援費制度～自立支援法
- 契約による福祉 公的責任の後退

自己選択・自己決定

高齢者・障害者が契約の当事者になりえるのか？

法整備役割分担の末に
行きついた現実！

障害者の権利擁護制度

- 障害者110番
- オンブズマン
- 成年後見法
- 地域福祉権利擁護事業⇒日常生活支援
- 第三者委員会
- 運営適正委員会

この中で実効的だったものは???

このころからマスコミ報道が続く

- H19年3月 醍醐和光寮（京都） 身体拘束
- H20年9月 ゆめはあと（富山） 大声・無視
- H20年10月 つくしホーム（愛媛） 期限切れ食材
差別発言
- H21年1月 紅梅学園（神奈川） 性的虐待
- H21年4月 金剛コロニー（大阪） 木刀で殴打
- H21年4月 つばさ工房（大阪） 入浴中死亡

などなどまだまだ多くの虐待が目当たりに

虐待防止法

- 児童虐待防止法 2000年
- 高齢者虐待防止法 2005年

影響は大きい!

障害者虐待防止法

- 厚労省内勉強会～議員立法へ 2005年
- 麻生政権の通常国会で法案提出 2009年
- 鳩山政権の臨時国会で法案提出 2009年
- 菅政権の通常国会で成立 2011年

障害者虐待防止法の特徴

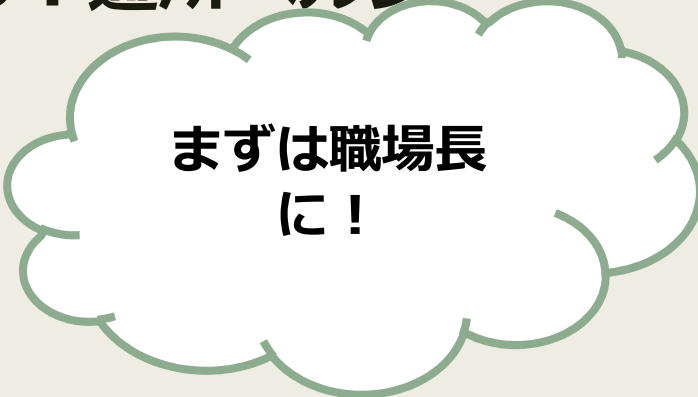
① 「**正当な理由のない身体拘束**」が虐待にあたりと明文化された。

② 「**不当な差別的言動**が」従事者（職員による）虐待にあたりと明記された。

③ **早期発見努力義務**

（虐待を発見しやすい立場にある：通所ヘルプ事業所など）

④ **早期通報義務**が課された。



まずは職場長
に！

身体的虐待

① 暴力的行為

② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為

例：食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる、など。

③ 正当な理由のない身体拘束

例：車いすやベッドなどに縛り付ける。

- ・ 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける。
- ・ 行動を制限するために介護服（つなぎ）を着せる。
- ・ 職員が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ・ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

性的虐待

①あらゆる形態の性的な行為又はその強要

例：キス、性器などへの接触、性交

- ・ 本人の前でわいせつな言葉を発する、または会話をする。性的な話を強要する。（無理やり聞かせる、無理やり話させる）
- ・ わいせつな映像や写真を見せる。
- ・ 本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真にとる。撮影したものを他人に見せる。
- ・ 更衣やトイレ場면을覗いたり、映像や画像を撮影する。
- ・ 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・ 人前で排泄させたり、おむつ交換をしたりする。

心理的虐待①

①威嚇的な発言、態度

例：怒鳴る、罵る。

- ・「ここ（施設など）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言いつかす。

②侮蔑的な発言、態度

例：排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。

- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
- ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名で呼ぶなど。

③障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度。

例・他の利用者に障害者や家族の悪口などを言いふらす。

- ・話かけなどを無視する。
- ・したくてもできないことを当てつけにやって見せる（他の利用者にやらせる）など。

心理的虐待②

④障害者の意欲や自立心を低下させる行為。

例：トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意志や状態を無視しておむつを使う。

- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、全介助する。
- ・自分で服薬ができるのに、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。

⑤交換条件の提示

例：「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしてください」など交換条件を提示する。

注：「～してから～する」という手順や次に起こるべきことを提示して、見通しを持ち主体的に動けるためのことばかけとは違います。

心理的虐待③

⑥心理的に障害者を不当に孤立させる行為。

例：本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。

- ・ その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行うなど。

⑦その他著しい心理的外傷を与える言動。

例：車いすでの移動介助の際に、早いスピードで走らせ恐怖感を与える。

- ・ 利用者に落書きをして、それをカメラなどで撮影し他の職員に見せる。
- ・ 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・ 利用者の前で本人の物を投げる、蹴る。

放棄・放置①

①必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為。

例：入浴しておらず異臭がする、排せつの介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せているなど、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。

②障害者の状態に応じた診察や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為。

例：処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置。
処方通りの治療食を食べさせない。
・本人の嚥下できない食事を提供するなど。

放棄・放置②

③必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させた行為。

例：必要なメガネ、補聴器、補助具などがあっても使用させないなど。

④障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置。

例：他の利用者に暴力をふるう障害者に対して、何ら予防的手を立てをしていない。

・話しかけ等に「ちょっとまって」といったまま対応しない、など。

⑤その他職務上の義務を著しく怠ること。

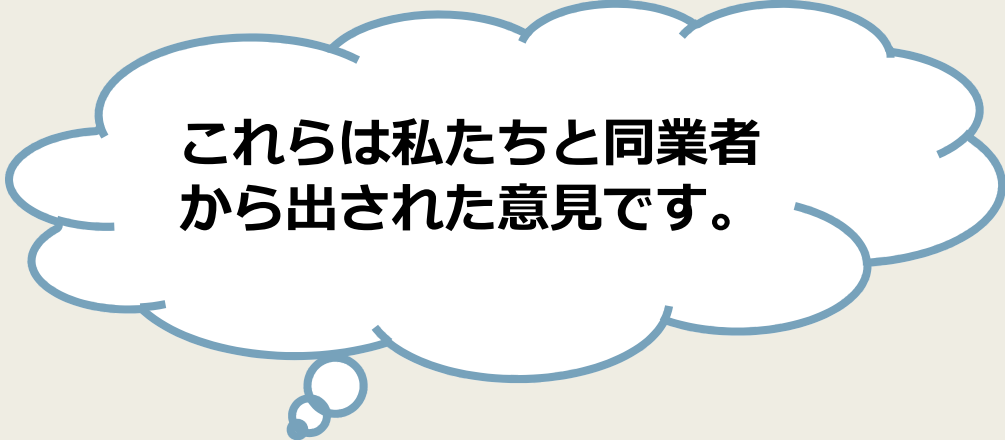
経済的虐待

①**本人の同意**（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様）なしに財産や金銭を使用し、**本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。**

例：本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。

- ・年金や賃金を管理して渡さない。
- ・年金や預貯金を無断で使用する。
- ・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・立場を利用して「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

障害者虐待防止法成立まで



これらは私たちと同業者
から出された意見です。

- 成立に反対し、賛成していなかった業界団体
「何が虐待にあたるか指針がない！」
「何が身体拘束にあたるか指針がない！」
職員がおびえて何もできなくなる。
誰がいつどのような基準で虐待と判断するのか？

何が虐待か、のみの議論は無意味

- 「～ちゃん付で呼ぶのは虐待？」
- 「女性利用者の頭を男性職員が触るのは虐待？」
- 「会議室に入り込んだ利用者を無理に連れ出すのは虐待？」

無意識に裏付けなくしている支援に**意味づけ**を！
説明責任を果たし**支援の質の向上**を目指す！

滋賀県の特徴

- 養護者による虐待および障害者福祉施設従事者による虐待のいずれにおいても、相談・通報件数が、人口が同程度の他県と比較して多くなっています。
- ・ 養護者による虐待では、相談・通報の内訳では「相談支援専門員施設事業所の職員」が41.6%（全国平均23.6%）と高い割合をしめ
- 障害者福祉施設従事者による虐待では「当該施設・事業所の設置者・管理者」が18件（20.9%）と最も多くなっています。

このことから滋賀県では相談支援専門員や障害者福祉施設従事者が相談・通報に大きな役割を果たしており、現場での障害者虐待防止法の理解が深まり、虐待事案を潜在化させることなく、まずは相談・通報するという考え方が浸透していると考えられます。

障害者虐待防止のさらなる 推進（1）

- 令和3年度の報酬改定などに伴い、運営基準に以下の内容が組み込まれました。
- （令和3年度は努力義務、令和4年度より義務化）
 - ① 従業者への**研修実施**（義務化）
 - ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として「**虐待防止委員会**」を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底（義務化）
 - ③ 虐待の防止のための**責任者の設置**（義務化）

上記は運営規定への記載が必要です

障害者虐待防止のさらなる 推進（２）

■ 「虐待防止委員会」の役割

虐待防止委員化に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や、再発防止策の検討などです。

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業者が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位ではなく、法人単位での委員会設置も可
- ③委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が出席すればよく、最低人数は設けない。

身体拘束・行動制限とは
何を意味するかを知る。

身体拘束:行動抑制

さくらはうす2023年度身体拘束					
		時間及び場所	場所	内容(方法)	理由
Iさん	送迎時	パニック・自傷行為が見られた際	バス車内	パニック、自傷行為に至った際、目や身体への傷を防ぐために職員が手足を抑える。	自傷行為に至った際の、目や身体への傷を防ぐ為
	通所での過ごし	パニック・自傷行為が見られた際	居室和室	パニック、自傷行為に至った際、目や身体への傷を防ぐために職員が手足を抑える。	自傷行為に至った際の、目や身体への傷を防ぐ為
Mさん	通所での過ごし	12:00~13:30	居室	居室扉の施錠。行方不明や、他者との接触等の事故を防ぐ。	職員が少なく、本人と共に居室を出、見守りをする事が出来ない。

2021年度~2022年度で2件の身体拘束の解除を実現しています。

禁止される身体拘束

- 徘徊しないように車いすやイス、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
- 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限する、ミトン型の手袋などをつける。
- 車いすやイスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルを付ける。
- 立ち上がれる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひもなどで縛る。
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 自分の意思であけることのできない居室等に隔離する。

障害者の身体拘束の禁止

- 「福祉サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」
- 「やむを得ず身体拘束などを行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない」

「緊急やむを得ない場合」

①切迫性

利用者本人または他の利用者の生命、身体、権利が
目前で危機におかされている

②非代替性

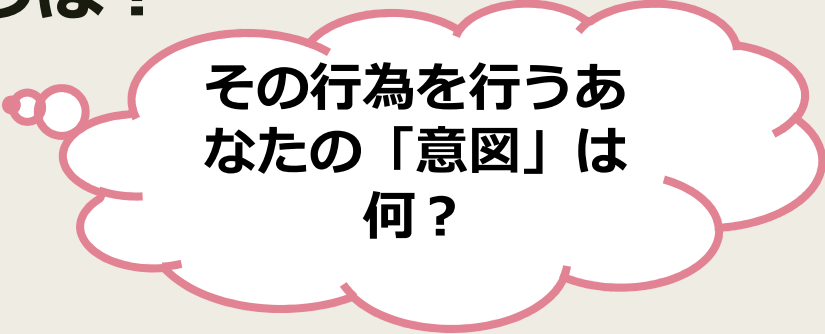
身体拘束や行動制限する以外には防ぐことができない

③一時性

身体拘束や行動制限が一時的なものである

こんな場合は？

- 他の利用者を殴ったりかみついたりする障害者を抑えつけるのは？
- 多動で落ち着かない障害者を施錠した部屋に隔離するのは？
- 自傷行為の激しい人を縛るのは？
- 道路に飛び出す人を止めるのは？
- プロレスごっこは？



その行為を行うあなたの「意図」は何？

障害者の身体拘束ガイドライン

- 「利用者の行動面での課題を解決する為本人のQOL向上に基づいた支援計画がなされたうえでやむを得ず行う行動制限・身体拘束は、本人の人権に配慮した一定の手続きとルールの中で確認する」



- * 「行動支援計画（個別支援計画）」の策定とそれに基づいた支援ではなく行われる行動制限と身体拘束は「権利侵害」「虐待」

職員個々の感性（思い込み）で判断してはいけない！

- ⇒身体拘束の考え方は、高齢者介護から生まれています。
ですから、身体拘束の「ダメ」とされてる部分をそのまま
重い障害を持つ方に用いること自体に無理を感じます。
(と、私は考えています)
- *身体拘束という考え方を否定するのではなく、どうして
その拘束と呼ばれる行為が必要で、手段・時間は適
切か？その後本人への影響は何が考えられるか？など、
本人の生活の質が損なわれないよう、配慮をしながら行わ
れるべきものです。

組織的な取り組みを知る。

びわこ学園では

- 「身体拘束に関する基準・手順」 2009年度
- 身体拘束に関する承諾書
個々の記載について、どのような支援を行い拘束を外していくのかを具体的に計画し、個別支援計画に記載すること。
- 身体拘束を実施した場合、「時間」「様態」「その後の本人に与えた影響」など記録に残すこと。

びわこ学園では

- 障害者虐待実施要綱
- 各事業所ごとに虐待防止運営方針
- 法人全体で虐待防止委員会（第3者委員含）を設置し、虐待防止に努めます。

基本どのような施設事業所においても同様の取り組みがなされています。求められるのは実行力。（皆さんの踏ん張りどころ）

(現場) 組織として取り組む

- ・利用者主体に基づいた生活づくりを軸とした業務内容の改善。

現場力を高める：現場評価システム構築

- ①自己チェックリスト（就業規則に基づき、自己の振る舞いを振り返る。1～2回/年）の実施。
- ②リスクマネジメント会議にて事故報告書から「不適切な支援」の洗い出し。
- ③部門ごとに研修の実施。
- ④外部研修への参加

障害者虐待防止のさらなる推進について
理解実践する。

身体拘束適正化の推進（1）

- 身体拘束等の適正化のさらなる推進のため、運営基準において、施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
- 訪問系サービスについても、知的障害者精神障害者も含め対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」を規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算（令和5年度4月から適用）を創設する。

身体拘束適正化の推進（2）

- ① 身体拘束を行う場合には、**その態様及び時間、その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録**すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための**対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る**こと。
- ③ 身体拘束等の適正化のための**指針を整備**すること。
- ④ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための**研修を定期的に実施**すること。

身体拘束適正化の推進（２）

【運営基準】

- ・ 前述の②～④の規定を追加。

※②～④の規定は、令和３年４月から努力義務化され、令和４年４月から**義務化**。

- ・ 訪問系サービスは①～④を新たに規定。

※訪問系サービスの①の規定は、令和３年度４月から義務化。

②～④の規定は、令和３年４月から努力義務化され、令和４年４月から義務化。

身体拘束適正化の推進（3）

■ 減算について

身体拘束等の適正化の推進にかかる運営基準の①～④のいずれかを満たしていない場合に、基本報酬を減算する。

（身体拘束廃止未実施減算 5単位／日、減算の対象
は利用者全員）

【運営基準のいずれかを満たしていない事実が生じた月の
翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所
定単位数から減算することとなります】

※②～④については、令和5年4月からの適用となる。

※訪問系サービスについては、①～④までのすべてが令和5年4月からの適用となる。

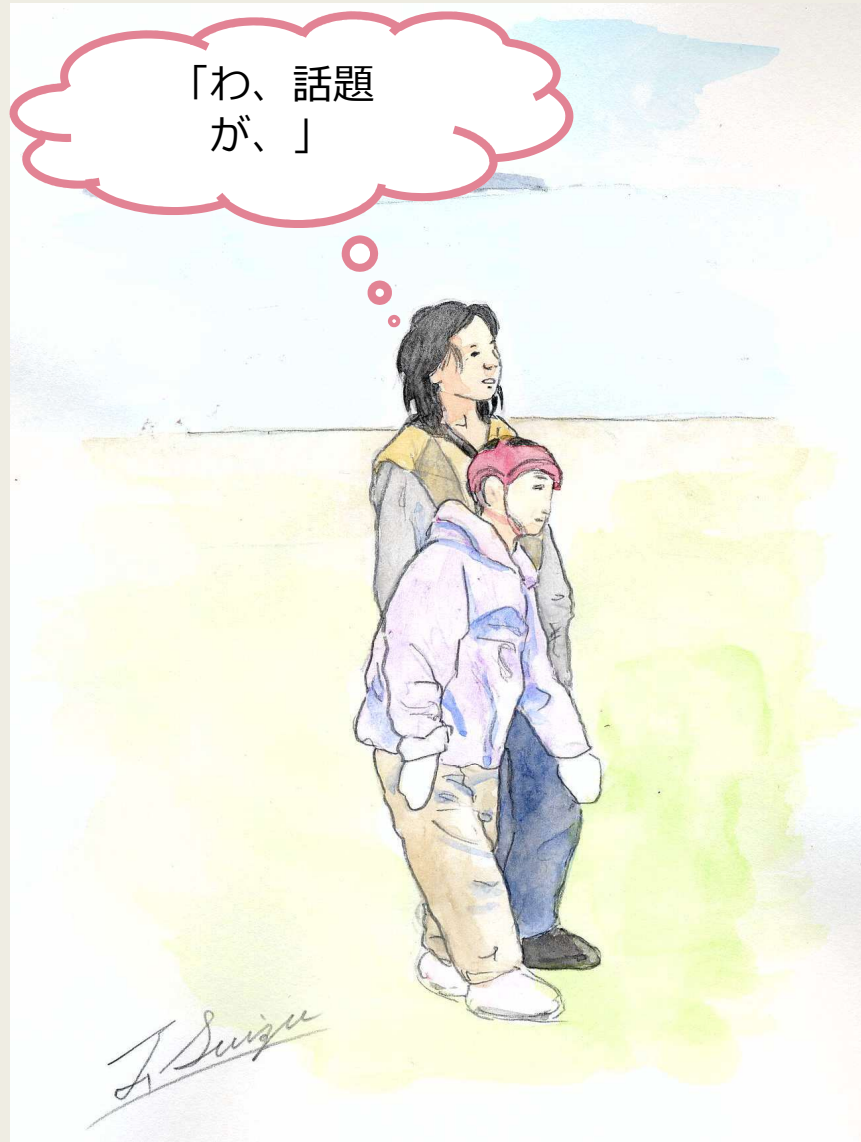
明日から自分自身がどうあるべき
かを知る。

職員個々の取り組み

虐待防止 = 支援の質の向上

- 支援の質の向上って？
- 支援の質を担保するものは
「正しい本人理解と適切な支援」

本人理解に基づいた支援



あなたなら

どうします？

サービス等利用計画と 個別支援計画書

- 障害者自立支援法の制定や総合福祉法になる経過・目的を理解し、サービス等利用計画に基づいた事業所における個別支援計画書であること。

※くぼた私見

2003年に制度化された個別支援計画の意図は、本人のニーズから求められる姿を明らかにし、様々なサービスを受けながらも実現するための計画書となっています。実際は、本人理解<サービス提供の意味合いが強いと感じます。（本人のニーズ<家族のニーズは言い過ぎか）

びわこ学園を利用する多くの人は、「重い障害があり自己表現が難い利用者の行動から、本人自身の意図やその意味を理解することが求められる。本人がどのように外界の情報を受け止め処理し、外界に働きかけようとしているかを知ることによって本人が外界に主体的にかかわるための適切な支援が可能になる」。つまり本人のニーズを明らかにするための働きかけを繰り返し行うことが求められます。

基本情報シートと支援計画書の役割

(各シートの役割と関係：びわこ学園の一例)



外界交流の力 明らかにすべきpoint

①重症心身障害者（発達年齢～9か月まで）

少しでも主体的な生活を送るためには「意志表出の姿を明らかにする」ことが求められます。（快－不快の姿です）また外界交流の力を発揮するための生理的基盤への取り組みも重要です。

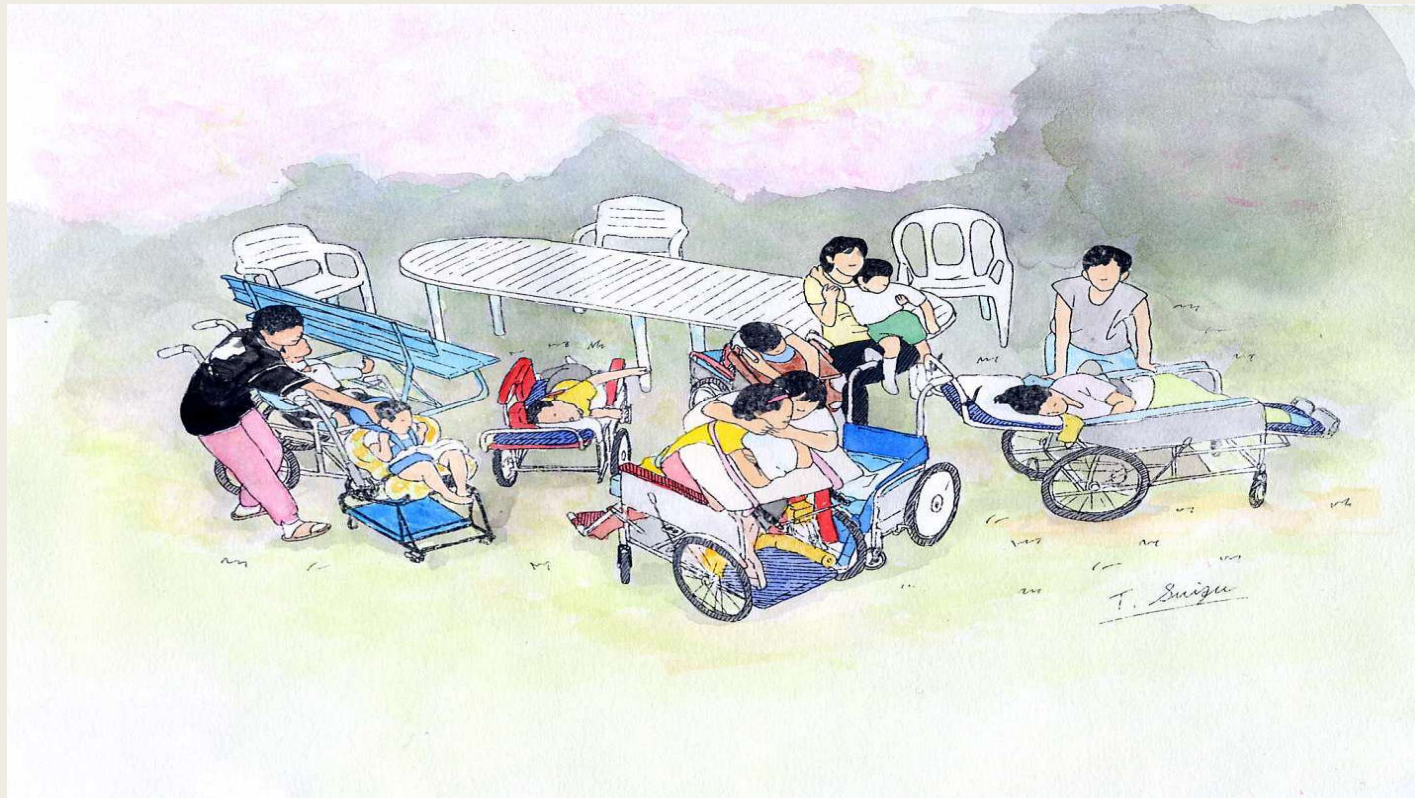
②重症心身障害者（10か月～）

意志表出の姿を明らかにすることに加えて、「見通しの持ち力（自己調整の力）」が必要となります。また外界交流の力を発揮するための生理的基盤への取り組みも重要です。

③行動障害・知的障害

上記の姿に加えて、「本人の力が安定して発揮できる環境整備」を具体化することが求められます。

「本人の力が安定して発揮できる」には本人の外界から刺激を受け止める力と外界に働きかける力などからアセスメントする必要があります。



- 利用者支援の基本は
「本人さんはどうおもってはるんやろ？」 (by岡崎英彦)
常に利用者主体です！
共に真摯に利用者さんに向き合いましょう！

目的志向型の議論をしましょう

※「原因は何だ？」という原因追求型の議論（利用者の支援を考える時に困りごとに目を向ける）でなく、目的志向型（「本人がこうしたいであろう姿を描き、そこに向かってどのような支援が有効であるか）の議論のほうが、利用者を真ん中に置いた前向きな議論となります。この研修内容についても、是非とも心がけていただきたいと思います。

おまけ：
こんなことも当然当てはまる！

【心理的虐待】

- ・ 食事介助場面、送迎者中での利用者を置き去りにした職員同士の会話。
- ・ 食事中のBGMの必要性は？
- ・ 排泄の状況をみんなの前で報告する。

【身体的虐待】

- ・ 職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。

※自らの支援に根拠をもつこと。説明責任を果たすべし！

おまけ（別紙資料参照）

- 障害者虐待防止法に基づく対応はこれまでお話したことに加えて、「職場のコミュニケーション」が重要な要素となります。
- 本人の姿から求められる適切な支援方法についての議論についてお話しします。
 - ①食事介助の時（全量摂取の呪縛・利用者を置き去りにした職員の会話）
 - ②トイレ介助の時（排泄状況）
 - ③呼称